

社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会 費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員、各種委員（以下「役員等」という。）に対する、費用弁償の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員等が職務のため旅行した場合には、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 前項の計算、支給方法については、本会旅費規程を準用する。

4 前項に掲げる宿泊料について、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊地の宿泊料が定額を上回るときは、一定の条件のもとに実費を支給する。

5 役員等が招集に応じて出席したとき、又は勤務したときは、同3項の旅費規程にかかわらず1日につき、次のとおり支給する。

区 分	費用弁償の額
会 長	2,000円
副会長・理事・監事・評議員	1,500円
監事（監査会）	2,000円
各 種 委 員	1,500円

(役員以外の者に対する費用弁償)

第3条 役員以外の者が、本会の依頼又は要求により旅行した場合は、前条に準じ費用を弁償することができる。

(その他)

第4条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。（第2条一部改正）

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。（第2条一部改正）

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。（第2条第5項一部改正）